

# 令和6年度文化芸術振興費補助金 Innovate MUSEUM事業

## 募集案内



### ○ 提出締切

令和6年3月21日（木）（必着）      ※ 電子データは17時必着

### ○ 提出先

Innovate MUSEUM事業事務局

（株式会社オーエムシー内）

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-1

品川シーサイドサウスタワー12階（株式会社オーエムシー内）博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM事業の企画・運営）事務局 行

T E L : 03-6810-1073      F A X : 03-6810-1070

E-mail : innovate\_museum2023@omc.co.jp

[対応時間] 平日9:30～18:00（土日祝及び年末年始休み）

※ E-mailもしくは郵送（特定記録郵便）によりご提出ください。（持参不可）

※ 郵送の場合は、封筒の表に『令和6年度Innovate MUSEUM事業応募書類在中』と朱書きしてください。

※ メールの場合は、件名を『令和6年度Innovate MUSEUM事業応募書類（補助事業者名）』としてください。

※ 提出期限を過ぎた書類の提出や書類の差し替えは受付いたしません。

※ 問合せや相談につきましては、電子メールでお寄せください。質問事項はなるべくまとめて御送付ください。内容は応募書類等の作成に係る質問に限ります。審査の内容に関する質問にはお答えできません。

※ 上記の事務局連絡先は、令和6年4月以降に変更となる場合があります。その際は、改めて文化庁より連絡いたします。

※ 本事業は、令和6年度予算の成立を前提としており、予算の成立状況によっては事業内容や実施時期等に変更が生じる可能性があることに留意ください。

## <目次>

I	事業概要.....	1
1.	趣旨・目的	
2.	補助事業者	
3.	補助対象事業	
4.	補助対象期間	
5.	補助金の額	
6.	応募書類の提出	
7.	審査結果の通知	
8.	補助金の支払時期・方法	
II	補助事業者の要件.....	4
III	補助事業の対象範囲.....	6
1.	補助対象事業の内容	
2.	補助対象となる経費	
3.	補助対象とならない事業	
4.	補助対象とならない経費	
5.	収入	
6.	補助金の額	
IV	応募方法及び応募書類の作成方法.....	16
1.	応募書類	
2.	提出書類の記載事項に係る留意事項	
3.	応募書類の保管及び様式	
4.	応募書類の提出	
V	事業の流れ.....	20
VI	適正な執行の確保.....	21
VII	その他留意事項等.....	24
1.	審査及び審査結果	
2.	審査後の手続き	
3.	その他参考資料	
VIII	関係法令等.....	28
・	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和 30 年 8 月 27 日法律第 179 号）	
・	文化芸術基本法（平成 13 年法律第 148 号）（抄）	
・	芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成 22 年 9 月 16 日文化庁長官決定）	
・	Innovate MUSEUM事業国庫補助要項	
・	文化芸術振興費補助金（Innovate MUSEUM事業）交付要綱	





業」は下限を200万円、上限を500万円、「(3) ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業」は下限を1,000万円、上限を2,000万円、「(4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業」は下限を200万円、上限を2,000万円とします。(ただし、(1) 及び(3)についてでは、事業内容により文化庁長官が特に必要と認める場合は、この限りではありません。)

	補助下限	補助上限
(1) Museum DX (博物館 DX) 推進事業	1,000 万円	2,000 万円
(2) 地域課題対応支援事業	200 万円	500 万円
(3) ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	1,000 万円	2,000 万円
(4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業	200 万円	2,000 万円

## 6. 応募書類の提出

詳細は「IV 応募方法及び応募書類の作成方法」を参照してください。

提出締切：令和6年3月21日（木）必着（電子データは17時必着）

提出方法：原則E-mailで提出すること。（郵送（「特定記録郵便」）も可）

※持参での受付は行いません。

## 7. 審査結果の通知

応募書類受付期間終了後に交付対象事業の審査を行い、採択事業を決定し、速やかに採否を各申請者に通知します。

## 8. 補助金の支払時期・方法

補助金の支払時期は、原則、補助事業完了後、実績報告書をもとに内容を審査し、補助金の額を確定した後、文化庁から直接支払います。(精算払)

なお、概算払の実施を予定していますが、通例相当な期間を要し、財政当局との協議の結果認められない場合があります。補助金が支払われるまでは、補助事業者による立替えが必要ですので、御留意願います。



合は、事務局を中核館以外に置くことができるが、その場合も登録博物館・指定施設が中核館として中心的な役割を果たすこと。

② 複数の団体で組織を構成すること。

※ 博物館・地方公共団体・法人が、単体で実行委員会を構成するものは不可。

③ 団体の意思を決定し、執行する組織が確立すること。

④ 自ら経理し、監査する会計組織を有し、適切な執行ができること。

⑤ 定款・寄附行為、会計規則に類する規約等を有すること。

○博物館法（昭和26年法律第285号）（抄）

（定義）

第二条 この法律において「博物館」とは、歴史、芸術、民俗、産業、自然科学等に関する資料を収集し、保管（育成を含む。以下同じ。）し、展示して教育的配慮の下に一般公衆の利用に供し、その教養、調査研究、レクリエーション等に資するために必要な事業を行い、併せてこれらの資料に関する調査研究をすることを目的とする機関（社会教育法による公民館及び図書館法（昭和二十五年法律第百十八号）による図書館を除く。）のうち、次章の規定による登録を受けたものをいう。

2 この法律において「公立博物館」とは、地方公共団体又は地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成十五年法律第百十八号）第二条第一項に規定する地方独立行政法人をいう。以下同じ。）の設置する博物館をいう。

3 この法律において「私立博物館」とは、博物館のうち、公立博物館以外のものをいう。

4 この法律において「博物館資料」とは、博物館が収集し、保管し、又は展示する資料（電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方式で作られた記録をいう。次条第一項第三号において同じ。）を含む。）をいう。（博物館に相当する施設）

第三十一条 次の各号に掲げる者は、文部科学省令で定めるところにより、博物館の事業に類する事業を行う施設であつて当該各号に定めるものを、博物館に相当する施設として指定することができる。

一 文部科学大臣 国又は独立行政法人が設置するもの

二 都道府県の教育委員会 国及び独立行政法人以外の者が設置するもののうち、当該都道府県の区域内に所在するもの（指定都市の区域内に所在するもの（都道府県が設置するものを除く。）を除く。）

三 指定都市の教育委員会 国、独立行政法人及び都道府県以外の者が設置するもののうち、当該指定都市の区域内に所在するもの

○文化財保護法（昭和25年法律第214号）（抄）

（所有者等以外の者による公開）

第五十三条 重要文化財の所有者及び管理団体以外の者がその主催する展覧会その他の催しにおいて重要文化財を公衆の観覽に供しようとするときは、文化庁長官の許可を受けなければならない。ただし、文化庁長官以外の国の機関若しくは地方公共団体があらかじめ文化庁長官の承認を受けた博物館その他の施設（以下この項において「公開承認施設」という。）において展覧会その他の催しを主催する場合又は公開承認施設の設置者が当該公開承認施設においてこれらを主催する場合は、この限りでない。







元型取組支援事業は下限を200万円、上限を2,000万円とします。(ただし、(1)及び(3)についてでは、事業内容により文化庁長官が必要と認める場合は、この限りではありません。)

※定額補助の場合にあっても、予算の都合や審査結果等により事業の全額を補助できない場合があります。その場合は、自己負担にて事業を実施する必要がありますので、御留意ください。

	補助下限	補助上限
(1) Museum DX (博物館 DX) 推進事業	1,000 万円	2,000 万円
(2) 地域課題対応支援事業	200 万円	500 万円
(3) ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	1,000 万円	2,000 万円
(4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業	200 万円	2,000 万円

(別表1)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明
主たる事業費	(1) Museum DX 推進に要する経費 (2) 地域的課題対応に要する経費 (3) ネットワークの形成による広域等課題対応に要する経費 (4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業に要する経費  ※賃金のうち、有期雇用経費の対象は上記(3)に限る。	事業費  共済費  報償費  旅費  使用料及び借料  役務費  委託費  請負費  需用費	賃金  作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 ○○賃金	有期雇用経費  社会保険料  福利厚生費 傷害保険料 ○○保険料	本事業のために雇用されたコーディネーター、学芸員、通訳案内士等の「有期雇用経費」 ※人事に関する規程・規則をもとに設定するなど根拠を示すこと 臨時に雇用する場合のみ リ リ リ
その他の経費	事務経費	事務費  共済費  旅費  役務費  需用費	賃金  共済費  旅費  役務費  需用費	非常勤事務員賃金 ○○賃金	臨時に雇用する場合のみ リ









事務費	共済費	「内容」欄には、保険の対象者の種類（原則として「事務員」）を記入すること。
		傷害保険料以外の保険料を計上する場合は、危険作業を伴うなどの特に必要な場合に限られるので注意すること。（社会保険料は補助対象外）
旅費		「目の細分」欄には、「普通旅費」と記入すること。（「事務費」における「旅費」については、日本国内に居住する補助事業者の構成員に係る国内旅費しか想定していない。）
		交通費・宿泊費を補助対象単価の別表2（11ページ）に記載した補助対象単価を超えて支給する場合は、超えた金額を自己負担等とすること。
		自治体等の規程などで、より高い単価を支給できることになっている場合でも、本事業の補助対象単価の上限が優先する。
		日当など、交通費及び宿泊費以外の経費が支給できることが、自治体等の規程などで定められている場合は、当該経費をその規定の範囲内の額で支給することができる。
		「内容」欄には、旅費を受ける対象者の種類（原則として「補助事業者」）を記入すること。また、「交通費」「宿泊費」などの支給内容を付記すること。
役務費		「目」が「旅費」である経費については、交通費における所得税の上乗せ分や、補助対象単価を超える所得税の上乗せ分は支給することができないので注意すること。
		「目の細分」欄において、「通信運搬費」「手数料」に当てはまらない場合はすべて「雑役務費」と記入すること。
需用費		「内容」欄には、「通信運搬費」の場合は送付する内容、「手数料」の場合は種類、「雑役務費」の場合は役務の内容を記入すること。
		「目の細分」欄において、「消耗品費」「印刷製本費」に当てはまらない場合は「その他需用費」と記入すること。
		「内容」欄には、「目の細分」が「消耗品費」の場合は「消耗品費」、「印刷製本費」の場合は印刷する内容、「その他需用費」の場合は購入するものの種類を記入すること。
		1点で10万円（税込）を超えるものは補助対象外となるので注意すること。（一式で10万円を超える場合は、1点で10万円を超えるものが含まれていないか確認すること。）



【別紙6】事業概要及びロジックモデル	※ 記入例を参考に記載してください。
【別添】チェックリスト	※ 提出書類の確認のため、必ず提出すること。



※ 他の案件に係る書類や求められていない資料を同封しないこと。ただし、文化庁（事務局）が個別に提出を求める場合があります。

(3) 提出先（問合せ先）

Innovate MUSEUM事業事務局

〒140-0002 東京都品川区東品川4-12-1

品川シーサイドサウスタワー12階（株式会社オーエムシー内）

博物館機能強化推進事業（Innovate MUSEUM事業の企画・運営） 事務局

T E L : 03-6810-1073 F A X : 03-6810-1070

E-mail : innovate\_museum2023@omc.co.jp

[対応時間] 平日9:30～18:00（土日祝及び年末年始休み）

※ 提出期限を過ぎた書類の提出や書類の差し替えは受付いたしません。

※ 応募書類が事務局に到着後、受領確認メールを事務局より送付します。

※ 問合せや相談につきましては、電子メールでお寄せください。質問事項はなるべくまとめて御送付ください。内容は応募書類等の作成に係る質問に限ります。審査の内容に関する質問にはお答えできません。

## V 事業の流れ

事業の大まかな流れは、下図のとおりです。

文化庁からの直接補助ですが、「Innovate MUSEUM事業事務局」(株式会社オーエムシー)が補助事業の窓口・書類のとりまとめを行います。

時期（予定）	事業の流れ	書類の様式
②令和6年 3月21日締切	<p>①補助事業の公募</p> <p>②応募書類の提出</p>	文化庁（事務局） ※以降文化庁と記載 申請者（補助事業者）
③3月下旬～5月上旬	③審査	文化庁
④5月下旬～6月上旬	④採否の決定・通知	文化庁
⑥採否の決定・通知 以降、令和7年2月28日まで	⑤補助金交付申請書 の提出	事業者（補助事業者）
⑦7月上旬	⑥事業の実施	文化庁
⑧秋頃（予定）	⑦交付決定	事業者（補助事業者）
⑨令和7年2月28日まで（参照「VI適正な執行の確保」）	⑧中間報告	事業者（補助事業者）
⑩事業終了後 令和7年3～4月中	⑨実績報告書・事業 成果報告書の提出	事業者（補助事業者）
	⑩額の確定・支払	文化庁

## VI 適正な執行の確保

採択後の補助事業の実施に当たっては、補助事業実施期間中・実施終了後を問わず、本募集案内に記載の内容のほか、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年8月27日法律第179号) 及び「同法施行令」(昭和30年9月26日政令第255号) (以下「適正化法等」という。)が厳格に適用されます。

現に、過去に実施した事業において、数年後に適正化法等に違反している事態が発覚し、適正化法等に基づき、年利10.95%の加算金を付した上で補助金相当額を返還させる事態となった例があるほか、「芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について」(平成22年9月16日文化庁長官決定) を適用し、5年間の応募制限を付した例があります。

補助事業者にはより一層の補助金の適切な執行が求められていることから、次の内容をあらかじめ十分認識した上で、応募してください。

### 文化芸術振興費補助金（文化遺産を活かした地域活性化事業）の適切な執行について

平成28年の会計検査院による実地検査において、複数の補助事業者で①補助の対象とならない経費等が補助対象経費に含まれていたため、補助金が過大に交付されていたり、②補助事業に係る会計経理が適正に行われたのか確認できないものとなっていたり、③補助事業を実施するための契約事務が適切に行われていなかつたりしているなどの事態が見受けられたことを受け、補助事業の遂行に当たっての経理処理等のうち、特に留意すべき点を下記のとおりまとめています。

#### 記

1 補助の対象となる経費とならない経費について、今一度本募集案内を確認の上、適切な処理を行うこと。特に次の内容に留意すること。

(1) 補助事業期間外の行為は補助対象とならないこと。

(2) 賃金、報償費、宿泊費については、募集案内に記載された単価上限を超えて支払った額は補助対象とならないこと。例えば、同日に複数回の講演を依頼した場合でも、講演謝金の日額上限である35,000円を超えて支払った額は補助対象とならないので注意すること。

(3) 協議会等及び構成団体又はその構成員等に対して賃金・報償費等を支払ったり、その他発注を行ったりすることは、補助の対象とならないこと（内部支出の禁止）。

2 補助事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を作成すること。帳簿の様式は原則として別紙帳簿様式のとおりとする。ただし、別紙帳簿様式と同等に必要な情報が過不足なく明らかにされているものであれば、補助事業者において定め又は使用しているもので差し支えない。

なお、帳簿は協議会のみならず、各構成団体においても作成の必要があることに留意すること。

3 使用料及び借料、役務費、委託費、請負費その他の経費の執行に当たっては、所在の市区町村の契約規則等に準拠した手続を執ることとし、見積書の徵取、複数者からの見積書の徵取、契約書の取り交わし、請書の徵取を徹底すること。

見積書の徵取、契約書の作成等の基準については、地域活性化計画策定地方公共団体等が（別紙様式）基準表を記入の上、補助事業者に送付し、補助事業者はその徵取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

なお、複数者からの見積書の徵取に当たっては、必ず協議会又は構成団体自らが直接徵取すること。

- 4 会計書類は、上記2の帳簿及び補助事業に係る金融機関の通帳のほか、契約、検収及び支払の関係の書類（見積書、発注書、契約書、請書、納品書、検収書、領収書等）及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。ただし、これらにより難い場合は、実績を証する資料、請求書等及び会計伝票又はこれらに類する書類（※）を整備すること。

上記会計書類は帳簿に記載された順番に整理し、帳簿とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間保存すること。

※これらに類する書類とは、会計伝票に代わるものとして地方公共団体の定めに準拠した支出決定決議書等をいう。

- 5 補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続は、協議会又は構成団体が自ら実施し、協議会は、構成団体が実施した事業も含め、その状況について把握しておくこと。

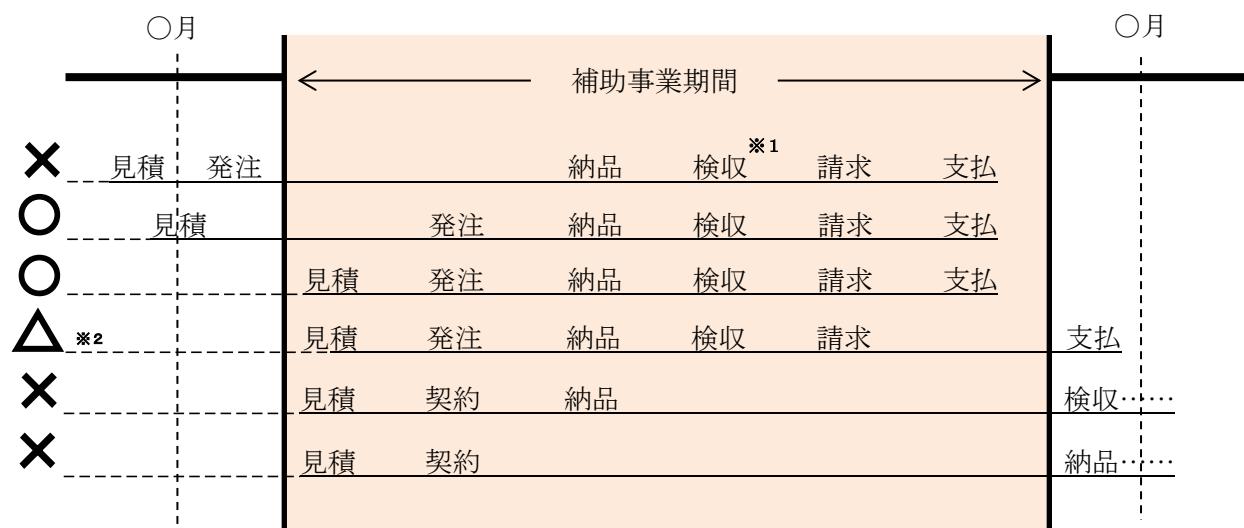
補助事業の事務の一部を協議会等以外の者に委任する場合は、必ず委任契約に基づくこととし、上記2～4の措置を遵守させること。なお、その場合でも、協議会は、補助事業に係る業者の選定、契約の締結、支払等の事務手続の状況について把握しておくこと。

- 6 事業完了後の実績報告書の作成に当たっては、留意すべき点について再度確認するなど万全を期すこと。

- 7 実績報告書提出の際は、証ひょう書類として見積書、領収書のほか、補助事業に係る金融機関の通帳、及び上記2の帳簿の写しを提出すること。ただし、文化庁における審査・確認の過程において、上記4の会計書類の全ての提出を求める場合があるので留意すること。

※期限内に証ひょう書類の提出が困難な場合は、下記の【解説】補助事業の期間と対象範囲を参照の上、提出が遅れる書類とその理由を整理した一覧表を作成し、実績報告書と併せて提出すること。

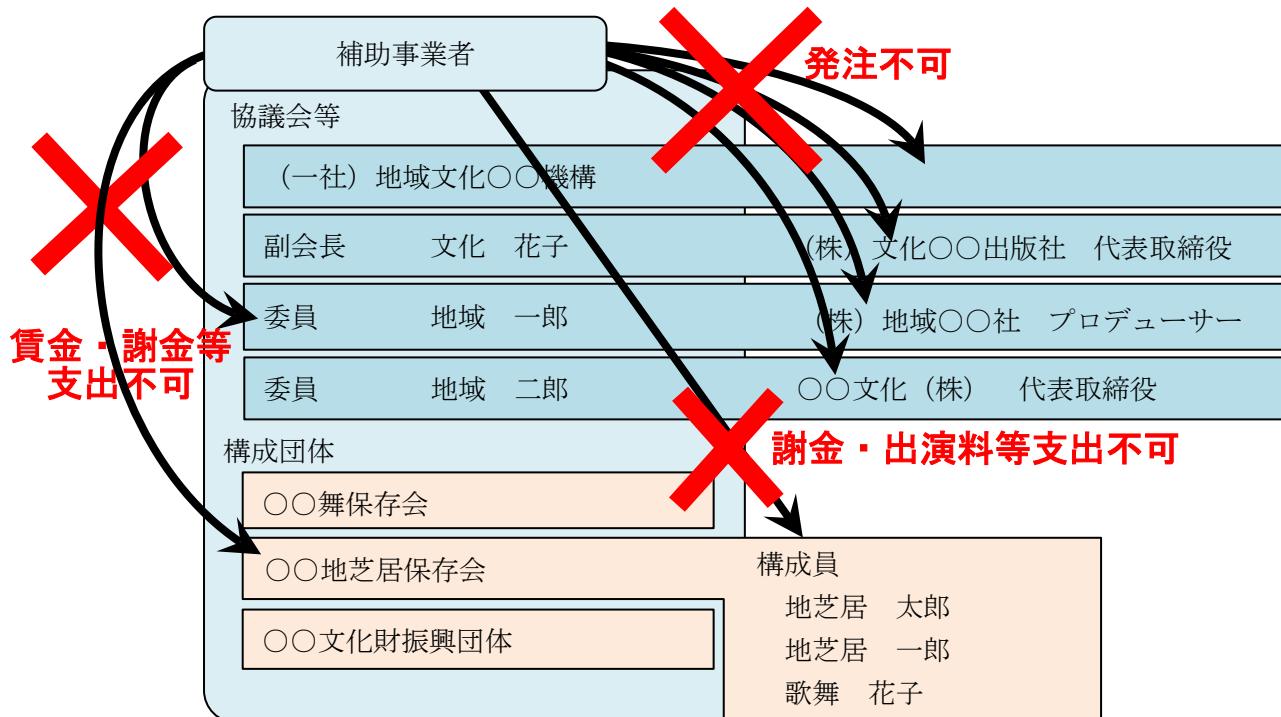
#### 【解説】補助事業の期間と対象範囲



※1 檢収とは、契約どおりに業務が履行されたか、納品されたかを確認する行為を指す。  
検収に当たっては、発注した者とは別の者が検収を行うよう留意してください。

※2 支払が未済であっても、補助事業期間内に検収が完了し、かつ債務が確定したことの証明が【解説】である場合は、支払後に支払を証する書類を提出することを条件に認められる場合がある。

協議会の構成員及び構成団体（連携先含む）又はその構成員に対する賃金・報償費の支払い、業務の発注は全て内部支出に当たり、補助の対象とならない。また、構成員の所属団体（所属団体の構成員も含む）への支出も補助の対象とならない（ただし旅費は除く）。



### 【参考（別紙帳簿様式）】

令和〇〇年度帳簿（出納簿）

〇〇協議会

	月	日	摘要	証ひょう 番号	通帳 番号	収入金額	支払金額	差引残額
1	4	1	令和〇〇年度〇〇市負担金	入1	1	1,000,000		1,000,000
2	4	25	〇〇工業（株）協賛金	入2	2	300,000		1,300,000
3	4	30	〇〇フェスティバル告知チラシ印刷（〇〇印刷（株））	出1	3		75,600	1,224,400

※協議会だけでなく、構成団体においても帳簿（出納簿）を整備する必要があるので留意すること。

### 【参考（別紙様式（基準表））】

#### ■〇〇〇〇市契約規則等の定めに基づく基準表

	基 準 額
見積書の徵取	万円以上
複数見積書の徵取	万円以上
契約書の作成	万円以上
請書の徵収	万円以上

※実施計画策定地方公共団体の経理部局担当者が記入の上、協議会等に伝達し、協議会等はその徵取、作成等について、地方公共団体の指導に従うこと。

※協議会等は、実績報告書提出時に、証ひょう書類の冒頭に添付すること。

## VII その他留意事項等

### 1. 審査及び審査結果

#### (1) 審査について

提出された書類等に基づき、外部有識者に意見を聴取した上で採択事業を決定します。なお、採択の場合にあっても、以下の条件を付す場合があります。

- 計画内容のうち一部を採択とする。
- 計画内容のうち一部について変更（経費の見直しを含む。）を求める。
- 審査結果により、事業経費の圧縮を求める。

#### (2) 審査の視点について

計画の内容、事業の実施方法等が、本事業の趣旨・目的に資するものか、経費が適正・適切に計られているか、などを総合的に判断します。

具体的には、次のような視点で行いますので、これらのことが書面から判断できるように書類を作成してください。

##### (審査の視点)

※ 番号のない項目は全ての事業に関する観点、①と付くものは「地域課題対応支援事業」についてのみの観点、②と付くものは「M u s e u m D X（博物館 DX）推進事業」、「ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業」、③と付くものは「企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業」についての観点です。

##### ○ 組織・体制について

- ・ 博物館を中心に組織されているか。
- ・ 実行委員会等の構成員が適切であり、それぞれの役割が明確になっているか。
- ・ ①課題に関する関係団体、関係者と連携した体制となっているか。
- ・ ②広域的又は多様な機関との協働した体制となっているか。
- ・ ③企業立博物館と自治体、地域の博物館等による連携事業となっているか。
- ・ 事業遂行能力、管理能力、事務処理能力が整っているか。

##### ○ 計画内容について

- ・ ①③社会や地域の抱える課題に明確な問題意識をもって向き合い、その解決に資する具体的な計画となっているか。
- ・ ②広域等の課題に明確な問題意識をもって向き合い、その解決のために形成するネットワークが有機的な関係性をもって有効に機能する計画となっているか。
- ・ 博物館の機能強化の推進につながる計画となっているか。
- ・ 課題を解決するために必要となる機関との連携が有効に機能する計画となっているか。
- ・ 計画により創出される事業効果や価値、便益等が明確に示されているか。
- ・ 目標及び指標の設定が意欲的なものとなっているか。
- ・ モデル事業的性格や先進性を有しているか。
- ・ 他の博物館や地域への波及が期待されるか。
- ・ 一過性のイベント的な計画ではなく、事業終了後にも継続的な効果が期待できるか。
- ・ 具体的な効果の測定方法、評価方法が示されているか。

##### ○ 資金計画について

- ・ 計画に対して妥当な経費が計上されているか。
- ・ 補助対象外の事業や経費とのバランスはとれているか。
- ・ 補助事業終了後の事業の自立性・継続性が期待できるか。

## ※利害関係者の排除

- ・申請された事業計画の内容と利害関係がある者は、文化庁（事務局）における本事業の事務担当にその旨を申し出ることとし、当該要望の審査に加わることができないこととします。

### <利害関係の範囲>

- ・審査を行う者が、申請する団体に所属している場合
- ・審査を行う者が、申請する団体等から謝金・給与等の報酬を得ている場合
- ・審査を行う者が、中立・構成に審査を行うことが難しいと自ら判断する場合

## 2. 審査後の手続き

### (1) 審査結果の通知

審査後に、各応募者に結果（採否）を通知し、交付決定の手続きに入ります。

### (2) 補助金交付申請書の提出

補助事業者として採択する旨の通知を受けた各応募者は、採択条件等を踏まえて改めて補助金交付申請書を提出していただき、補助金の交付決定を行います。なお、詳細は採択が決定した時点で、別途お知らせします。

### (3) 事業実施時の注意事項

#### ① 事業の資金について

補助金は、文化庁から直接、補助事業者が開設する銀行口座（利子が生じないもの）に支払います。なお、補助事業者以外の名義による口座は、認められません。（規定等により、やむを得ず口座を開設出来ない場合は、その理由書を添付の上、判断いたします。）

補助金の支払時期は、原則事業が完了し、提出された実績報告書を審査した上で、額が確定した後となります。（精算払）

なお、概算払の実施を予定しておりますが、通例相当な期間を要し、財政当局との協議の結果認められない場合があります。補助金が支払われるまでは、補助事業者による立替えが必要ですので、御留意ください。

#### ② 関係書類及び領収書等の証ひょう書類等の整理及び保管について

補助対象事業に係る次の書類を、補助金の交付を受けた年度の終了後5年間（令和6年度（2024年度）の場合、2030年3月31日まで）中核館等で保管していただきます。

これらの書類は、事業実施中から、提出した実績報告書や各書類間での照合が可能なよう、また保管期間中に提出を求められた際には速やかに対応できるよう整理しておいてください。

- ・通帳・帳簿等（全ての支出と収入を一括して確認できる書類）
- ・領収書及び振り込みの記録等（支払の相手先と金額が証明できる書類）
- ・契約書・仕様書・見積書・検収・額の確定・請求書・成果物等（支払の相手先と金額の根拠が証明できる書類。なお、委託・請負・役務業務においては業者選定がわかる資料も含む。）
- ・補助金の交付に関する一連の通知等
- ・収支がある場合、収支がわかる資料

#### ③ 成果物等の管理について

本事業により作成した成果物等については、補助対象期間終了後も中核館等において所在を明らかにして管理してください。

#### ④ 印刷物への記載について

事業の実施に際して作成するチラシ・ポスター・冊子等の印刷物に文化庁のシンボルマ

一クを付し、『令和6年度 文化庁 Innovate Museum事業』と明記してください。シンボルマーク使用方法等は、採択後、別途お知らせします。

※ 英語表記例：Supported by the Agency for Cultural Affairs, Government of Japan in the fiscal 2024

## ⑤ 補助事業の実施状況及び事務処理状況の調査について

事業の実施状況や事務処理状況について、文化庁職員等（外部有識者を含む。）が事業の実施場所や事業者の事務所等に赴いて、調査及び意見交換を行うことがあります。事務処理状況の調査においては、②の書類等、③の成果物等の管理について状況の確認を行います。

## ⑥ 関係法令の適用について

本事業で交付する補助金については、「補助金に係る予算の執行の適正化に関する法律」（昭和30年8月27日法律第179号）及び「同法施行令」（昭和30年9月26日政令第255号）の適用を受けます。本補助事業に応募される者においては、下記に御留意ください。

- ・ 「VI 適正な執行の確保」に留意すること。補助事業の実施内容が事業計画や交付決定の条件と著しく異なると認められる場合、補助事業実施期間中においても、交付決定を取り消す場合があります。 補助事業期間終了後も、会計検査院の検査や文化庁による執行状況調査の対象となるとともに、検査・調査の結果によっては、補助金を国庫に返納させる場合があります。
- ・ Innovate Museum事業において、補助金の不正受給等を行った場合、加算金を付して補助金を返納するだけでなく、「芸術活動支援等事業において不正行為を行った芸術団体等の応募制限について」（平成22年9月16日文化庁長官決定）を準用し、応募制限を行います。

## ⑦ 国宝・重要文化財の取扱いについて

本事業の実施に当たり、国宝・重要文化財を活用する場合は、文化庁文化財第一課及び文化財第二課等の各担当部門とも必要な調整を行いながら、適切な取扱いがなされるよう十分留意して事業を実施してください。

## ⑧ 安全管理の徹底について

本事業の実施に当たっては、関係者間の安全意識を高め、施設や消防の担当者を交えての安全確認、防災マニュアルの作成、点検や警備の強化を促す等、事故防止のための安全管理を徹底してください。

## ⑨ 消費税等仕入控除税額の取扱い

消費税（地方消費税を含む。以下同じ。）は、課税事業者が課税対象となる取引を行った場合に納税義務が生じますが、生産及び流通の各段階で重ねて課税されないように、確定申告において、課税売上高に対する消費税額から課税仕入れに係る消費税額を控除（以下、この控除を「仕入税額控除」という。）する仕組みが採られています。

そして、消費税の課税事業者である事業主体が、補助の対象となる備品購入や空調工事等を行うことは課税仕入れに該当することから、上記の仕組みにより確定申告の際に当該修理等の課税仕入れに係る消費税額を仕入税額控除した場合には、事業主体はこれらに係る消費税額を実質的に負担していないことになるため、交付要綱において、事業主体は、補助事業完了後に消費税の確定申告により仕入税額控除した消費税額に係る国庫補助金相当額が確定した場合には、その額を速やかに文化庁長官に報告し、補助事業者は、その

額の返還を命ずることとなっています。

よって、実績報告段階で、税の申告において仕入額控除することが明かな場合は、その時点で当該消費税を除いて精算手続きを行い、事業完了後に税の申告で仕入額控除をした場合は、文化庁長官にその旨を報告（交付要綱様式第8）し、返還手続きを行うことになるため、課税事業者におかれでは御留意願います。

#### (4) 実績報告書の提出

令和7年2月28日までに提出いただきます。必要な手続きの詳細は、採択後にお知らせいたします。

#### (5) 事業の広報、事例報告について

本事業における取組を、事業期間内に文化庁のSNSやHP等により広報いたしますので、御協力願います。また、他の博物館の取組の参考とするため、実績報告書とは別に、事業成果報告書（実施内容、成果や課題等についてまとめたもの）を実績報告書と併せて提出いただきます。事業成果報告書やロジックモデル等は文化庁のホームページ等において公表予定します。また、事業終了後に文化庁の主催する会議等での事例報告を依頼させていただく場合がございますため、その際は御協力願います。

#### (6) 登録又は指定の申請計画の確認について

「その他文化庁長官が認める施設」として本事業の応募書類を提出した団体は、登録又は指定を申請する計画の実施状況について文化庁から確認があった際には、適切に対応ください。

### 3. その他参考資料

本補助事業に係る以下の法令等を「VIII 関係法令等」に記載していますので、申請に当たっては、事前に必ず熟読してください。

- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律
- ・ 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（抄）
- ・ 文化芸術基本法（抄）
- ・ 芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成22年9月16日文化庁長官決定）
- ・ 文化芸術振興費補助金（Innovate MUSEUM事業）交付要綱
- ・ Innovate MUSEUM事業国庫補助要項











術（以下「文化財等」という。）の保存及び活用を図るため、文化財等に関し、修復、防災対策、公開等への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

（地域における文化芸術の振興等）

第十四条 国は、各地域における文化芸術の振興及びこれを通じた地域の振興を図るため、各地域における文化芸術の公演、展示、芸術祭等への支援、地域固有の伝統芸能及び民俗芸能（地域の人々によって行われる民俗的な芸能をいう。）に関する活動への支援その他の必要な施策を講ずるものとする。

**芸術活動支援等事業において不正行為等を行った芸術団体等の応募制限について（平成 22 年 9 月 16 日文化庁長官決定）**

文化庁が芸術活動への支援等のために公募により行う事業について、芸術団体等による支援金等の不正受給等があった場合、下記のとおり応募制限を行う。

記

- （1）虚偽の申請や報告による支援金等の不正な受給、支援金等の他の事業・用途への流用、私的流用：応募制限期間 4～5 年
- （2）調査に応じない、調査に必要な書類の提出に応じない、その他文化庁の調査を妨害したと認められる場合：応募制限期間 2～3 年
- （3）文化庁以外の他の機関が行う支援事業において不正行為等を行ったことが判明した場合は、上記（1）、（2）に準じて取り扱う

## I n n o v a t e M U S E U M事業国庫補助要項

令和4年5月13日  
文化庁長官決定  
令和6年2月21日

### 1. 趣 旨

この要項は、文化芸術振興費補助金（I n n o v a t e M U S E U M事業）交付要綱（令和4年5月13日文化庁長官決定）に基づき、事業実施に要する経費について、国が行う補助に関し、必要な事項を定めるものとする。

### 2. 補助事業者

補助事業者は、博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条に基づく指定施設、その他、文化庁長官が認める施設。）を含む実行委員会等とする。

### 3. 補助対象事業

補助対象となる事業は、次に掲げる事業（これらの事業を実施する上で必要な調査研究を含む。）で博物館の機能を活用したものとする。

#### （1）M u s e u m D X推進事業

博物館資料の収蔵品データベースの作成を含むデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や博物館における業務のD Xの双方に効果的に取り組むものであって、博物館の機能強化、資料の公共化やグローバルな発信、国民の創造的活動への活用に資するものとする。

ア 収蔵品データベースの作成を含む、博物館資料のデジタル・アーカイブ化を推進し、公開・

発信する取組

イ 学芸員等の博物館専門職員等に対する博物館D Xに関する人材育成・研修を含む、業務のD Xによる学芸員の業務負担軽減を図る取組

#### （2）地域課題対応支援事業

これからの中堅・新規の博物館に新たに求められる社会や地域における様々な課題（地域のまちづくりや産業活性化、社会包摂、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど）に向き合い、解決に先進的に取り組むものであって、地域における博物館の機能強化の推進に資するものとする。

ア 地域の人口減少・過疎化・高齢化に対応した取組

イ 社会包摂やアクセス可能性を促進する取組

ウ 多様性や持続可能性を促進する取組

エ 地域の文化・自然・資源を生かした地域活性化に資する取組

オ デジタル技術等の先進技術を用いた地域コミュニティとコミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識共有する新たな取組

### (3) ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業

博物館又は多様な機関等との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による課題解決に取り組むものであって、広域的又は多様な機関等との協働を通じた博物館の機能強化の推進に資するものとする。

- ア 単独の博物館（特に小規模館）では実現が困難な課題への広域的な対応
- イ 広域的な人材交流や連携活動を通じた職員の資質向上や資料価値の磨き上げ
- ウ 国際的ネットワークの組織的構築による課題対応
- エ 災害対応・防災等に当たって博物館資料を保全するための対応
- オ デジタル技術等の先端技術を用いた地域コミュニティとコミュニケーションを図り、教育、楽しみ、考察と知識共有する新たな取組
- カ 地域の文化財や文化・自然資源の保存・活用を通じたまちづくり・地域活性化の取組

### (4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業

企業立博物館と自治体との連携による資源投入や人材確保、相互の人材・ノウハウ・情報等の共有による地域への貢献に取り組むものであって、官民協働を通じた博物館の機能強化の推進に資する文化芸術振興事業を実装する。また、横展開するための課題及び改善策等の整理を行う。

- ア 公益に資する多様な地域還元型事業への取組
- イ 企業立博物館のノウハウを多様な機関等に波及させる取組
- ウ 地域活性化や地域住民との関係強化への取組

## 4. 補助対象経費

補助対象となる経費は、次に掲げる経費とし、その明細は別紙のとおりとする。

### (1) 主たる事業費

- ア Museum DX推進に要する経費（博物館資料のデジタル・アーカイブ化等の対応とこれに密接に関係する博物館機能強化に要する経費）
- イ 地域的課題対応に要する経費（地域的課題対応とこれに密接に関係する博物館の機能強化に要する経費）
- ウ ネットワークの形成による広域等課題対応に要する経費（ネットワークの形成による広域等課題対応とこれに密接に関係する博物館機能強化に要する経費）
- エ 企業立博物館と自治体の連携による地域還元型取組支援事業に要する経費（企業立博物館が自治体と連携し取り組む公益に資する地域還元型事業に要する経費）

### (2) その他の経費

事務経費

## 5. 収入

補助事業の遂行により収入（補助金を前払い、又は概算払いした場合の預金利子並びに仮設物及び不用財等の売払代等を含む。）を生じた場合は、その分を補助対象経費から差し引くものと

する。

## 6. 補助金の額

補助金の額は、予算の範囲内において定額とする。

(別表1)

対象経費の区分		項	目	目の細分	説明	
主たる事業費	(1) Museum DX 推進に要する経費		事業費	賃金	有期雇用経費 作業員賃金 会場整理等賃金 資料整理等賃金 ○○賃金	
	(2) 地域的課題対応に要する経費			共済費	社会保険料 福利厚生費 傷害保険料 ○○保険料	
	(3) ネットワークの形成による広域等課題対応に要する経費			報償費	講師等謝金 指導謝金 原稿執筆謝金 翻訳謝金 ○○謝金	
	(4) 企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業に要する経費			旅費	普通旅費 特別旅費 外国旅費 外国人招聘旅費	
	※賃金のうち、有期雇用経費の対象は上記(3)に限る。			使用料及び借料	会場等借料 自動車等借上料 ○○使用料 ○○借料 ○○損料	
				役務費	保管料 通信運搬費 広告料 作品保険料 ○○保険料 手数料 雑役務費	
				委託費	調査委託費 ○○委託費	
				請負費	○○請負費	
				需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	
				】 補助事業者(構成員等を含む)は対象外		
その他の経費	事務経費		事務費	賃金	非常勤事務員賃金 ○○賃金	
				共済費	社会保険料 ○○保険料	
				旅費	普通旅費	
				役務費	通信運搬費 手数料 雑役務費	
				需用費	消耗品費 印刷製本費 その他需用費	
				輸送保険料、火災保険料等 シンポジウム運営、映像・録音記録等 会場設営等 単価が 10 万円(税込)以下のものに限る		

## 文化芸術振興費補助金（Innovate MUSEUM事業）交付要綱

令和4年5月13日  
文化庁長官決定  
令和6年2月21日

### (通則)

第1条 文化芸術振興費補助金（Innovate MUSEUM事業）（以下「補助金」という。）の交付については、文化財保護法（昭和25年法律第214号。以下「保護法」という。）、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。）及び補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律施行令（昭和30年政令第255号。以下「適正化法施行令」という。）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

### (交付の目的)

第2条 この補助金は、博物館資料のデジタル・アーカイブ化とその公開・発信や、博物館における業務のDXに効果的に取り組むものであって、博物館の機能強化、資料の公共化やグローバルな発信、国民の創造的活動への活用に資するものとする。また、これから博物館に新たに求められる社会や地域における様々な課題（地域のまちづくりや産業活性化、社会包摶、人口減少・過疎化・高齢化、地球温暖化やSDGsなど）に対して、先進的な取組による解決を図るほか、博物館又は多様な機関等との組織連携・ネットワークの形成を通じた資源投入や人材確保、人材・ノウハウ・情報等の共有による課題解決に対応した取組を支援することで、博物館の機能強化を推進することを目的とする。

### (交付の対象となる事業の種類、経費等)

第3条 この補助金の交付の対象となる補助事業の種類及び実施する者（以下「補助事業者」という。）は、下記のとおりとする。

補助事業の種類	補助事業者
Museum DX推進事業	博物館（博物館法（昭和26年法律285号）第2条第1項に基づく登録博物館、若しくは同法第31条に基づく指定施設、その他、文化庁長官（以下「長官」という。）が認める施設。）を含む実行委員会等
地域課題対応支援事業	
ネットワークの形成による広域等課題対応支援事業	
企業立博物館と自治体との連携による地域還元型取組支援事業	

2 補助事業を実施するために必要な経費のうち、この補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）、補助金の額及び補助金の交付のための手続については、この要綱に定めるもののほか、長官が定める補助要項によるものとする。

（交付の申請）

第4条 補助金の交付の申請をしようとする者は、補助金交付申請書（これに添付すべき書類を含む。様式第1）を別に定める提出期限までに長官に提出しなければならない。

2 補助金の交付の申請をしようとする者は、消費税法上の課税事業者である場合は、前項に規定する補助金の交付の申請をするに当たって、当該補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税及び地方消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）の規定により仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額及び当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）の規定による地方消費税の税率を乗じて得た金額の合計額に補助対象経費に占める補助金の割合を乗じて得た金額をいう。以下「消費税等仕入控除税額」という。）に相当する額を減額して申請しなければならない。ただし、補助金の交付の申請時において当該消費税等仕入控除税額が明らかでないものについては、この限りでない。

（交付の決定）

第5条 長官は、前条の規定による補助金交付申請書の提出があったときは、これを審査の上交付決定を行い、補助金交付決定通知書（様式第2）を補助事業者に送付するものとする。

2 長官は、前項の交付の決定を行うに当たっては、前条第2項本文の規定により補助金に係る消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して交付の決定を行うものとする。

3 交付の申請が文化庁に到達してから交付の決定を行うまでに通常要すべき標準的な期間は30日とする。

（交付の条件）

第6条 補助金の交付決定に当たっては、長官は次の各号に掲げる事項を条件として付すものとする。

（1）補助事業者は、次に掲げる場合の一に該当するときは、あらかじめ計画変更承認申請書（様式第3）を長官に提出し、その承認を受けなければならない。

ア 補助対象経費の総額を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額に影響を及ぼすことなく補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更はこの限りではない。

イ 補助事業の内容を変更しようとするとき。ただし、補助金の交付決定額及び補助対象経費の額に影響を及ぼすことなく補助事業の目的の達成をより効率的にするために、補助事業の内容を変更する場合、又は、当該事業の目的に及ぼす影響が軽微であると認められる場合を除く。

（2）長官は、前号の承認をする場合は、必要に応じて交付決定の内容を変更し、又は条件を付すことがあること。

（3）補助事業を中止し、又は廃止する場合においては、速やかに長官に申請し、その承認を受けなければならないこと。

（4）補助事業が予定の期間内に完了しない場合又は補助事業の遂行が困難となった場合においては、速やかに長官に報告し、その指示を受けなければならないこと。

（5）補助事業により取得し、又は効用の増加した財産については、事業完了後においても善良な管理者の注意をもって管理するとともにその効率的な運営を図らなければならないこと。

（6）補助事業の遂行により生ずる収入金（補助金を前金払、又は概算払した場合の預金利子等）は、当該補助事業の経費に充てるよう措置しなければならないこと。

（7）補助事業者は、補助事業の経理について、補助事業以外の経理と明確に区分し、その収支の状況を帳簿によって明らかにしておくとともに、当該帳簿及び収支に関する証拠書類を補助事業の完了した日の属する会計年度の終了後5年間保存しておかなければならぬこと。

(8) 補助事業者（地方公共団体に限る。）は、当該補助事業に係る歳入歳出の予算書並びに決算書における計上科目及び科目別計上金額を明らかにする調書を作成しておかなければならぬこと。

(9) 補助事業に係る資金については、確実な銀行その他金融機関に預け入れなければならないこと。ただし、補助事業の遂行上特に必要な場合にあっては、20万円を限度として手持ちすることができる。

(申請の取下げ)

第7条 補助事業者は、交付の決定の内容又はこれに付された条件に不服があることにより交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した交付申請の取下げ書（様式第4）を長官に提出しなければならない。

(経費の効率的な使用等)

第8条 補助事業者は、補助事業を遂行するために契約を締結し、又は支払をする場合には、国の契約に関する規定の趣旨に従い、公正かつ最小の費用で最大の効果をあげ得るように経費の効率的使用に努めること。

(計画変更の承認等)

第9条 長官は、第6条第1号ア又はイに該当し計画変更承認申請書の提出があった場合において、これを審査した結果、先に行つた交付決定の補助金の額を変更する必要があると認めるときは、その額を変更して交付決定を行い、補助金交付決定変更通知書（様式第5）を補助事業者に送付するものとする。

(状況報告及び調査)

第10条 補助事業者は、補助事業の遂行及び支出状況について、長官の要求があったときには速やかに補助事業状況報告書（様式第9）を長官に提出しなければならない。

2 長官は、必要があると認めるときは、補助事業の遂行及び支出状況を調査することができる。

(実績報告書)

第11条 補助事業者は、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった場合には、補助事業が完了若しくは廃止の承認があった日から1か月を経過した日又は補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月10日のいずれか早い日までに、補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合（補助事業が完了せずに国の会計年度が終了した場合）には、補助金の交付の決定をした会計年度の翌会計年度の4月30日までに、実績報告書（これに添付すべき書類を含む。様式第6）を長官に提出しなければならない。

2 前項の場合において、実績報告書の提出期限について長官の別段の承認を受けたときは、その期限によることができる。

3 第1項に規定する補助金の交付の決定に係る国の会計年度が終了した場合における実績報告書には、翌会計年度に行う補助事業に関する計画を記載した資料を添付しなければならない。

4 補助事業者は、第1項に規定する実績報告書を提出するに当たり、補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額して実績報告書を長官に提出しなければならない。

(補助金の額の確定等)

第12条 長官は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて行う現地調査等により、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付の決定の内容（第6条第1号ア又はイに該当し長官の承認を受けた場合は、その承認された内容）及びこれに付した条件に適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定し、補助金の額の確定通知書（様式第7）により補助事業者に通知するものとする。

2 長官は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助金の額の確定時において当該消費税等仕入控除税額が明らかな場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額を減額するものとする。

3 長官は、補助事業者に交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、その超える部分の補助金の返還を命ずるものとする。

4 前項の補助金の返還期限は、当該命令の日から20日以内とし、期限内に納付しない場合は、未納に係る金額に対してその未納に係る期間に応じて年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第13条 補助事業者は、補助金の交付の申請時において補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかでないものであって、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告により当該消費税等仕入控除税額が確定した場合には、速やかに消費税等仕入控除税額確定報告書（様式第8）を長官に提出しなければならない。

2 長官は、前項の報告書の提出があった場合には、当該消費税等仕入控除税額に相当する額の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

(交付決定の取消等)

第14条 長官は、第6条第3号に該当し補助事業の中止若しくは廃止の申請があった場合又は次の各号に掲げる場合には、第5条の交付の決定の全部若しくは一部を取り消し、又は変更することができる。

- (1) 補助事業者が適正化法、適正化法施行令、若しくはこの要綱又はこれらの法令、告示若しくは要綱に基づく長官の定め、処分若しくは指示に違反した場合。
- (2) 補助事業者が補助金を補助事業以外の用途に使用した場合。
- (3) 補助事業者が、補助事業に関して不正、怠慢、虚偽、その他不適当な行為をした場合。
- (4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、補助事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合。

2 長官は、前項の取消をした場合において、既に当該取消に係る部分に対する補助金が交付されているときには、期限を付して当該補助金の全部又は一部の返還を命ずるものとする。

3 長官は、第1項の第1号から第3号までに該当するため、補助金の交付の決定を取り消し、前項の規定により補助金の返還を命ずる場合には、補助事業者が当該補助金を受領した日から納付の日までの期間に応じて返還すべき金額に対し年10.95パーセントの割合で計算した加算金の納付をあわせて命ずるものとする。

4 第2項に基づく補助金の返還については、第12条第4項の規定を準用する。

(補助金の支払)

第15条 補助金の支払は、原則として第12条第1項の規定により交付すべき補助金の額を確定した後に行うものとする。ただし、必要があると認められる場合は、会計法（昭和22年法律第35号）第22条及び予算決算及び会計令（昭和22年勅令第165号）第58条第4号に基づく財務大臣との協議が調った際には、補助金の全部又は一部について概算払ることができる。

2 補助事業者は、前項により補助金の支払を受けようとするときは補助金支払請求書を官署支出官文部科学省大臣官房会計課長に提出しなければならない。

(電磁的方法による提出)

第16条 補助事業者は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱の規定に基づく申請、届出、報告その他の文化庁に提出するものについては、電磁的方法（適正化法第26条の3第1項の規定に基づき文部科学大臣が定めるものをいう。）により行うことができる。

(電磁的方法による通知等)

第17条 長官は、適正化法、適正化法施行令又は本要綱に規定する通知、承認、指示又は命令（以下「通知等」という。）について、補助事業者が書面による通知等を受けることを予め求めた場合を除き、電磁的方法により通知等することができる。この場合、長官は補助事業者に到達確認を行うものとする。

(その他)

第18条 この要綱に定めるもののほか、補助金の取扱いに関し必要な事項は、その都度別に定めるものとする。

(附則)

この要綱は、令和4年5月13日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和5年2月16日から施行する。

(附則)

この要綱は、令和6年2月21日から施行する。

(様式第1)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

申 請 者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業)交付申請書

〇〇 年度文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業)について、補助金の交付を受けたいので、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条の規定により、関係書類を添えて下記のとおり申請します。

事業の名称	
補助事業経費の配分	主たる事業費 円 その他の事業費 円 計 円
補助事業の着手及び完了の予定期日	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日
交付を受けようとする補助金の額	円
その他参考となるべき事項	

【本件担当】

所属・氏名 :

電話番号 :

E-mail :

(記載上の注意)

- 別紙として、事業内容に応じて必要な書類を添付すること。
- 消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) 交付要綱第4条第2項に基づき申請すること。
- 用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第2)

第 号

補助金交付決定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、次のとおり交付決定することに決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

1 補助金の交付の対象となる事業は、【文書日付】付け【文書番号】で申請のあった事業とし、その内容は申請書記載の事業計画書のとおりとする。

2 補助事業に要する経費(総事業経費)、補助対象経費及び補助金の額は次のとおりとする。ただし、補助事業の内容が変更された場合における補助事業に要する経費、補助対象経費及び補助金の額については、別に通知するところによるものとする。

補助事業に要する経費	金	円
補助対象経費	金	円
補助金の額	金	円

【本件担当】

担 当 :

電 話 番 号 :

E - m a i l :

〇用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第3)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業) 計画変更承認申請書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けた下記の事業について、別紙のとおり事業の内容を変更したいので、承認くださるよう関係資料を添えて申請します。

記

事業の名称	
変更の理由	
変更の内容	
変更により増(減)額 すべき国庫補助金の額	

【本件担当】

所属・氏名 :

電話番号 :

E-mail :

(記載上の注意)

○別紙として、事業計画書（該当部分について変更前及び変更後を2段書きするなど判別しやすくなること）を添付すること。

○用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第4)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業) 交付申請の取下げ書

〇〇 年 月 日付け 第 号で補助金の交付の決定を受けました〇〇 年度  
文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) について、補助金等に係る予算の執行  
の適正化に関する法律第9条の規定により、補助金の交付の申請を下記のとおり取り下げます。

記

1. 交付決定通知書の受領年月日 〇〇 年 月 日
2. 補助金の交付の申請を取り下げようとする理由

【本件担当】

所属・氏名：  
電話番号：  
E-mail：

(記載上の注意)

○第6条第1項に基づき、変更して交付決定があった場合には、補助金交付決定変更通知書に記載  
の日付、記号、番号及び同交付決定通知書の受領年月日によること。

○用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第5)

第 号

補助金交付決定変更通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で計画変更承認申請のあった〇〇 年度文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号。以下「適正化法」という。)第6条第1項の規定により、〇〇 年 月 日付け 第 号の交付決定を次のとおり変更して交付すること決定したので、適正化法第8条の規定により通知する。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

- 1 【補助事業名】の補助の対象となる内容は、【文書日付】付け【文書番号】で申請のあった令和〇 年度文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) 変更承認申請書記載のとおりとする。
- 2 補助金の額は次のとおり変更するものとする。ただし、交付決定の内容の変更により補助金が変更された場合については、別に通知するところによるものとする。

- 1 補助対象期間 令和〇年〇月 ~ 令和〇年〇月
- 2 既交付決定額 〇〇〇〇円
- 3 変更交付決定額 〇〇〇〇円

【本件担当】

担当 :

電話番号 :

E-mail :

〇用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第6)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業) 実績報告書

〇〇 年 月 日付け 第 号により補助金の交付を受けた下記の事業の実績について、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第14条の規定により、下記のとおり報告します。

記

事業の名称			
補助事業の実施期間	〇〇 年 月 日着手 〇〇 年 月 日完了		
補助金の交付決定額とその精算額	交付決定額 円 精 算 額 円 不 用 額 円		

(添付書類)

- (1) 補助事業経費収支精算書（交付申請書添付書類「補助事業に係る収支予算書」の様式に準じる）
- (2) 補助事業の実施内容
- (3) 補助事業の経過及び成果を証する書類並びに写真等の資料
- (4) その他

【本件担当】

所属・氏名：

電話番号：

E-mail：

(記載上の注意)

○消費税法上の課税事業者である場合は、文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM事業) 交付要綱第10条第2項に基づき報告すること。

○用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第7)

第 号

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業)額の確定通知書

(補助事業者名)

〇〇 年 月 日付け 第 号で実績報告のあった事業については、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第15条の規定に基づき、下記のとおり額を確定します。

〇〇 年 月 日

文化庁長官

記

確定額 円

【本件担当】

担当：  
電話番号：  
E-mail：

○用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第8)

〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

〇〇 年度文化芸術振興費補助金  
(Innovate MUSEUM事業)に係る  
消費税等仕入控除税額確定報告書

〇〇 年 月 日付 号をもって交付決定通知のあった文化芸術振興費補助金について、  
消費税等仕入控除税額が確定しましたので、文化芸術振興費補助金 (Innovate MUSEUM  
事業) 交付要綱第13条第1項の規定により、下記のとおり報告します。

記

1. 補助事業の名称

2. 補助金額 (交付要綱第11条による額の確定額)

円

3. 補助金の確定時における補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

4. 消費税及び地方消費税額の確定に伴う補助金に係る消費税等仕入控除税額

円

5. 補助金返還相当額 (4 - 3)

円

【本件担当】

所属・氏名 :

電話番号 :

E-mail :

(記載上の注意)

○用紙は日本産業規格A4とする。

(様式第9)

第 号  
〇〇 年 月 日

文化庁長官 殿

補助事業者  
所 在 地  
代表者職名  
代表者氏名

補助事業状況報告書

〇〇 年度文化芸術振興費補助金（Innovate MUSEUM事業）の交付を受けて施行中の補助事業について、下記のとおり報告します。

記

事業の名称			
補助事業の実施期間	着手 〇〇 年 月 日 完了 〇〇 年 月 日 (予定)		
補助事業の実施状況			
補助事業に要する経費の 状況	支出予算合計額	支出済額	
	円	円	
備考			

【本件担当】

所属・氏名：

電話番号：

E-mail：

(記載上の注意)

○用紙は日本産業規格A4とする。